

事 務 連 絡

平成24年12月10日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として
雇用する場合の取扱いについて

記

障害保健福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号。以下「指定基準省令」という。）第196条に定める標記の件について、別紙のとおり、取扱いをお示いたしますので、各自治体におかれましては、ご了知の上、管内市（区）町村、関係団体、関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たってはご留意いただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課就労支援係

電話：03-5253-1111（内線3044）

FAX：03-3591-8914

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

問 就労継続支援A型事業においては、利用者及び従業者以外の作業員を、利用定員に応じて一定の割合で雇用することが認められているが、夏に仕事が集中し、冬には仕事が少ないなど、受注量の季節変動が大きい事例がある。このような事例で、年間の一定期間のみ雇用数が指定基準省令に定める割合を超えた場合、指定基準省令違反として指導監督等の対象となるのか。

(答)

①例年、特定の時期に受注が集中する等、地域特有の事情等により、作業量の季節変動が著しいことが明らかであること、②利用者及び従業者以外の作業員（以下「作業員」という。）の雇用数を年平均でみて指定基準省令に定める割合を超えていないこと、以上の2つの報告等が事業所からあったことにより、都道府県（指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市）がやむを得ないと判断した場合には、指定基準省令違反となるが、直ちに指導監督等の対象となるものではない。